

## 漁業関係法令の違反に対する処分基準

### (目的)

第1条 この基準は、漁業法（昭和24年法律第267号）、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。第12条において「規則」という。）（以下「漁業関係法令」と総称する。）の規定により知事が行う処分について、必要な事項を定めるものとする。

### (処分のための手続)

第2条 知事は、処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）の規定に基づき、手続を行うものとする。

### (停泊処分)

第3条 漁業関係法令に違反した船舶に対する停泊処分（以下「停泊処分」という。）は、当該違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、別表に掲げる違反の内容の区分ごとに行うものとし、その日数は、同表に掲げる停泊処分日数（以下「基本日数」という。）とする。

2 停泊処分の停泊港は、当該停泊処分の履行を確認することができる港であって、当該停泊処分の期間中、当該停泊処分を受けた者が対象船舶を管理することができる港とする。

### (停泊処分日数の加算)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める行為の数に3を乗じた日数を超えない範囲内において、基本日数に加算する。

- (1) 漁業関係法令に違反した日から起算して過去1年以内に漁業関係法令に違反する行為（以下「漁業関係法令違反行為」という。）があった場合
- (2) 漁業許可番号、漁船登録番号等の全部又は一部を偽称し、偽装し、又は故意に表示しない行為があった場合
- (3) 旋回逃走を繰り返した場合
- (4) ロープ流し、灯火照射等取締船の取締りに対する妨害行為があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、悪質であると認められる行為があった場合

### (停泊処分の減輕等)

第5条 第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、停泊処분을減輕し、若しくは始末書の提出等に代え、又は停泊処分をしないことができる。

- (1) 当該漁業関係法令違反行為が発覚する前に自首した場合

- (2) 当該漁業関係法令違反行為が軽微なものであると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に酌量すべき情状があると認められる場合

(停泊処分の開始日)

第6条 停泊処分の開始日は、当該停泊処分に係る聴聞が終わった日から起算して1月以内に知事が指定する日とする。

(漁具等の陸揚げ等処分)

第7条 知事は、漁業者等が漁業関係法令違反行為をした場合には、当該漁業関係法令違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、使用した漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、陸揚げ又は使用禁止処分（以下「陸揚げ等処分」という。）を命ずることができる。

- 2 前項の規定に基づき漁具等の陸揚げ等処分を命ずる場合は、漁業者等が漁業関係法令違反行為をした場合であって、当該漁業関係法令違反行為をした者に対して陸揚げ等処分を命ずることが秩序維持に必要であると認められるときとする。
- 3 陸揚げ等処分の対象となる漁具等は、現に当該漁業関係法令違反行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものを含むものとする。
- 4 陸揚げ等処分を行う場所は、当該陸揚げ等処分の履行を確認することができる場所であって、当該陸揚げ等処分の期間中、当該陸揚げ等処分を受けた者が対象漁具等を管理することができる場所とする。

(陸揚げ等処分の期間)

第8条 漁具等の陸揚げ等処分の期間は、1年以内とする。

(船長等の乗組み禁止等処分)

第9条 漁業者等が、漁業関係法令違反行為を3回以上した場合又は漁業関係法令違反行為をした日から過去5年以内にこの処分基準に基づく知事の処分を2回以上受けていた場合には、当該漁業関係法令違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、知事は、当該漁業関係法令違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、次に定めるところにより、これらの者の乗組みを禁止し、又は制限すること（以下この条において「乗組み禁止等処分」という。）ができる。

- (1) 乗組み禁止等処分の対象者は、操業を指揮する者とする。ただし、当該操業を指揮する者に対し、乗組み禁止等処分を行うことができない場合は、当該船舶の船長又は船長の職務を行う者を処分する。
- (2) 乗組み禁止等処分の期間については、第3条第1項の規定を準用する。

(犯数の計算)

第10条 犯数は、次に定めるところにより計算するものとする。

- (1) 同一漁業について、同一漁業者に対して行った停泊処分の回数(違反に係る船舶の滅失、譲渡等により停泊処分を行うことができなかった場合を含む。)を犯数として計算する。
- (2) 同一漁業者でないものにあっても、経営の実態が同等であると認められるものにあっては、犯数を計算する。
- (3) 最後に違反をした日から起算して3年の間に、当該漁業に係る漁業関係法令又はこれに基づく処分に違反しなかった場合には、それまでの犯数は、通算しない。

(併合犯に対する停泊処分)

第11条 複数の漁業関係法令違反行為をした者に対する処分は、次に定めるところによる。

- (1) 同時に2以上の漁業関係法令違反行為をした場合には、当該漁業関係法令違反行為の中で最も重い基本日数に、他の漁業関係法令違反行為に係る基本日数を合計した日数に2分の1を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を加算する。
- (2) 1つの漁業関係法令違反行為が2以上の違反となる場合には、その最も重い違反の基本日数により停泊処分を行う。

(許可の取消処分)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第22条第2項の規定に基づき、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 漁業監督公務員の職務の執行に当たり暴行、脅迫等の悪質な行為を行い、又は正当な理由なく事情聴取に応じないとき
- (2) 累積犯数が4犯となったとき

(処分の公表)

第13条 処分を行った場合は、その事実を公表することがある。

(関係機関への連絡)

第14条 処分を行った場合は、当該処分の内容を必要に応じて他の都道府県又は海上保安庁等の関係機関へ連絡する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年11月18日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この処分基準の施行の日前にした行為に対する処分については、なお従前の例による。  
(漁業関係法令違反に対する行政処分方針等の廃止)
- 3 漁業関係法令違反に対する行政処分方針及び小型機船底びき網漁業の関係法令違反に対する行政処分方針は、廃止する。